

Title	労働者災害補償裁定の「十分な信頼と信用」上の効力
Sub Title	Full Faith Credit on the Workmen's Compensation Awards in U.S.
Author	平, 良(Taira, Ryo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1967
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.40, No.4 (1967. 4) ,p.1- 21
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19670415-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

労働者災害補償裁定の

「十分な信頼と信用」上の効力

平

良

まえがき

初期の諸判例

補償裁定は阻止効をもつか

合衆国最高裁判所の見解

阻止効是認理論の限界

むすび

まえがき

本稿において明らかにしようとする意図していることは、次に挙げる仮説の例をとり上げることによつて理解していただけると思う。

「アメリカ合衆国内のA州の市民Xは、同州の法人たるY会社に雇傭され、B州において業務を遂行していたところが、労働者災害補償裁定の「十分な信頼と信用」上の効力

害を蒙りその結果B州の労働者災害補償法にもとづく補償の裁定と給付をえた。しかるに後になつてXはA州においてA州労働者災害補償法による裁定と給付を要求した。この場合にXはA州法にもとづく給付を受けられるのか、また受けられるとしたら何か制限があるのであろうか。

といったことである。もとより現実に発生する事件においては、XがB州でYとの間に示談による解決をしている場合、XがB州でえた損害の恢復が不法行為上の損害賠償によるものであつたり、契約違反にもとづく損害賠償であつたりすることもあるだろうし、Xの最初の損害の恢復がB州においてされ、第二番目の請求がA州においてなされることもありうるし、当事者を拘束する関係州の労働者災害補償保険法の存否とその性格が影響することになるでもあろう。いずれにせよ、一つの災害についてある州でなされた補償法上の裁定が他州において合衆国憲法にいわゆる「充分な信頼と信用」を与えられ、他州における請求に対して既判力としての効果をもたらすことになるかといったことである。

すなわち、先の請求の結果が、本訴の判決であるなら、阻止、吸合あるいは附随的禁反言の効果として他州においても充分な信頼と信用を与えられ、後の請求を妨げることになるかもしれないが、労働者災害補償法上の裁定は判決とは性質が異つているかもしれないし、後の請求が労働者災害補償法にもとづく裁定の請求であるなら、同一事案について重ねて訴を提起したことはないともいえるからである。もとより、労働者災害補償法により第二の請求をすることは、州際間に生ずる問題をまつまでもなく、一つの州の中でも生じることであろうし、労働者災害補償法上の請求に不法行為上の損害賠償の訴を重ねることもありうることである。しかしながら、アメリカにおける事件においては、第一の請求と第二の請求が別の州においてなされているのが通例であり、充分な信頼と信用に関する条項と関連させて州際間の問題としてとり挙げるこ

とがより適当であると考えられるのである。

冒頭に掲げた事例は連邦制度をとらないわが国においては現実に生ずるものではないし、その意味では直接の実益は伴わ

ない。わたくしがこの問題をとり上げるのは、このような事例がきつかけになつて、労働者災害補償法における裁定の訴訟法上の判決論における位置——さらに、やや飛躍するが、行政機関あるいは準司法機関の行う種々の名称でよばれる裁定の判決としての効果——を考へるのに役立つのではないかと、アメリカにおける州際間に生ずる抵触法規上の問題が、いわゆる国際私法といわれるもののわくを越えて国際社会法といつてよい領域の問題について解釈の上での何等かの示唆を与えてくれるのではないかということ、また、アメリカにおいて州際間の問題として提示されている事例が、次第に増加する国際間の雇傭から生ずる問題について解釈の示唆を与えてくれるのではないかと考へるからである。⁽¹⁾

(1) 判決論以外の労働者災害補償法の適用の問題について、平良「アメリカ国際私法における労働者災害補償法について」法学研究第三九巻第九号、判決の効力については、平良「英米法の歴史における既判力と判決による禁反言」法学研究第三八巻第二号。同「判決による『附随的禁反言』の理論」法学研究第三九巻第三号、においてられた。

初期の諸判例

労働者災害補償法 Workmen's Compensation Act の登場は比較的新しい問題であるから、本稿でとり上げる抵触法規上の諸問題も比較的最近のものである。合衆国最高裁判所のこの問題に対する説明は一九四三年のマグノリア石油会社対ハント事件⁽²⁾においてなされていると考へられるが、そこにいたるまでにすでに州裁判所において問題の解明への努力がなされている。すでに一九一五年にニュー・ヨーク州控訴部裁判所 Appellate Division の判決⁽³⁾においてニュー・ジャーシイ州の制定法によつて修正されているニュー・ジャーシイ州コモン・ローにもとづき、ニュー・ジャーシイ州で発生した訴因原因にたいして、すでにニュー・ジャーシイ州において適正と思はれる金額が給付されているならば、ニュー・ジャーシイ州補償法が二重の恢復 double recovery を認めていないということから考へて、ニュー・ヨーク州における請求は認められないもの

と考へている。⁽⁴⁾これと同趣旨の判例はその後のニュー・ヨーク州最高控訴裁判所 Court of Appeals においても見られる。⁽⁵⁾この判例は必ずしも明確でないので一般化した結論をえられないが、一つには、前訴が「コモン・ロー上の訴訟原因」としてゐることから、前訴は本訴の判決であり、補償裁定 award とはいえず、従つて伝統的な「充分な信頼と信用」の与えらるる判決ではないかということ、第二にはニュー・ジャージー州法は二重の恢復を認めていないといった政策をとり、ニュー・ヨーク州においても当事者に正当と思われるもの以上を与えないといった考えをとつていたものといふことが出来るのであり、必ずしも他州の補償法上の裁定の効力に正面から答へてゐるものではない。

一九一七年のニュー・ヨーク州控訴部裁判所判決⁽⁶⁾では、ニュー・ヨーク州において契約し、ニュー・ジャージー州の工場において生じた災害に対して、たとえ当事者がまずニュー・ジャージー州の補償法に従つてゐるにしても、ニュー・ヨーク州法の権利を奪われていないものと考え、契約地を主要な連絡素として考へてゐるよう思われる。このことは一九二三年のニュー・ヨーク州控訴部裁判所判決⁽⁷⁾において、請求者がニュー・ジャージー州市民であり、ニュー・ジャージー州において雇傭されているなら、ニュー・ヨーク州における補償の請求は禁反言 estoppel されることからもいえるのである。また、この場合に災害の発生がニュー・ヨーク州において認められたにしても、ニュー・ジャージー州補償法の裁定はニュー・ヨーク州において禁反言効をもつものとも考へられたのである。

これらの判決を通して考へられることは、契約地を主要な連絡素にしてゐるために、前の請求が契約地以外でなされてゐるなら二重の恢復が可能であり、前の請求が契約地でなされてゐるならその裁定は禁反言効をもつたり、前訴をコモン・ロー上の訴と考へるなら同じく後の請求は認められないといつた、いささか不公平な結果を生ずることになるだろう。二重の補償から生ずる不正を防止する方策として、一九二九年のテキサス州のノーウィッチ連合損失補償会社対ウィルソン事件⁽⁸⁾のごとく、契約地においても、災害発生地においてもそれぞれ保険契約が存在し、災害地において保険給付を受けてゐるな

ら、被備者が二つの有効な給付を受けることが明白でない以上は災害発生地において給付をえたことによつて契約地における給付を受けられなくなるものと考えている。これは災害発生地における給付の性質を考へるといふより、もつばら二重の補償による不正を避けようとするにあつたようである。これと同じような意味で控除理論 *deduction theory*、貸方理論 *credit theory* といったものが用いられている。一九三一年のマサチューセッツ州のマクロリン事件⁽⁹⁾において、マサチューセッツ州での契約にもとづき、他州において災害を蒙つていた場合に、災害発生地において保険による補償をえている時に、マサチューセッツ州において補償法上の請求をすることは妨げられない。ただ、すでに受領した額をマサチューセッツ州において受領すべき額から減ずるものとしているのである。その後類似の事件⁽¹⁰⁾で災害地において補償法上の補償をえている場合にも、その額は減額されるにしても請求を妨げるものとはされていない。これに類似した理論としてはウィスコンシン州判例に見られる貸方理論といへるものである。すでに一九三一年の州際動力会社対産業委員会⁽¹¹⁾においてこの考へは見られるが、一九三五年の救世軍対産業委員会事件⁽¹²⁾は一九三四年の抵触法規リストイメントを利用してこの理論の説明をしている。この事件はイリノイ州における契約にもとづき災害はウィスコンシン州において生じている。そして雇備者は両州の補償法に服していたのである。この場合に契約地イリノイ州での補償の裁定が、災害発生地ウィスコンシン州での請求を阻止 *bar* するものではなく、ただイリノイ州法上受領した額が、ウィスコンシン州での裁定においては貸方に入れられるものとしているのである⁽¹³⁾。

このような判例は、補償法上の裁定が果して既判力をもち、他州において充分な信頼と信用を与えられるかということに明白な解答を与えてくれるよりは、二重の補償による不正の是正といった政策的な意味をもつていふように思われる。従つて一九三四年の抵触法規リストイメントはその第四〇三条に⁽¹⁴⁾、

「他州の労働者災害補償法によつてすでに与えられた裁定は、適用法規の下での手続を阻止しない。しかし、他州において

先の裁定にもとづき支払われた額は、第二の裁定に當つて貸方にくり入れられる。」

としていることは、この時までの判例の大勢を表現したものともしえるのである。これまでに他州の裁定はすくなくとも阻止といった意味で既判力をもつものではなく、一九二三年のニュー・ヨーク判例にみられるように禁反言といった意味での排除効が認められ、その限度で充分な信頼と信用が与えられる性質のものであると考へてゐると理解しえるのであり、加えて公正な補償をするという政策的な要求によつてゆがめられているのであり、理論としては充分に説得力ある形をとつていたとはいえないのである。

- (1) 近代的な労働者災害補償法はアメリカにおおつては一九〇二年にメリーランド州ではじまるものである。
- (2) *Magnolia Petroleum Co. v. Hunt*, 320 U.S. 430, 88 L. Ed. 149, 645 S. Ct. 208, 150 A.L.R. 413 (1943)
- (3) *Lester v. Otis Elevator Co.*, 169 App. Div. 613, 155 N.Y.S. 524 (1915)
- (4) 巨額金の訴訟 *Miller v. New York R. Co.*, 171 App. Div. 316, 157 N.Y.S. 200 (1916)
- (5) *Zirpola v. T. & E. Casselman*, 237 N.Y. 367, 143 N.E. 222 (1923)
- (6) *Gilbert v. Des Lauriers Column Mould Co.*, 180 App. Div. 59, 167 N.Y.S. 274 (1917)
- (7) *Minto v. Hittings & Co.*, 204 App. Div. 661, 198 N.Y.S. 610 (1923)
- (8) *Norwich Union Indem. Co. v. Wilson*, 17 S.W. 2d 68 (1929) subsequent appeal in (Tex. Civ. App.), 43 S.W. 2d 473 (1931) modified on other grounds (Tex. Civ. App.), 67 S.W. 2d 225 (1934)
- (9) *Melaughin's Case*, 274 Mass. 217, 174 N.E. 338 (1931)
- (10) *Miguens's Case*, 281 Mass. 373, 183 N. E. 847 (1933)
- (11) *Interstate Power Co. v. Industrial Commission*, 203 Wis. 466, 234 N. W. 889 (1931)
- (12) *Salvation Army v. Industrial Commission*, 219 Wis. 343, 263 N.W. 349 (1935)
- (13) 少数意見だが、この事件は先の *McKesson-Fuller-Morrison Co. v. Industrial Comm.*, 212 Wis. 507, 250 N.W. 396 (1933) でおつた当事者が先のアイオワ州での裁定額を貸方にくり入れらるゝことを認めてゐるが、本件ではそうしたことが行われてゐない以上は、アイオワ州で全額についての補償がなされてよいと考へてよい。
- (14) *Restatement of Law of Conflict of Laws* (1934) § 403. この条文は後述するが、修正されつゝ。

補償裁定は阻止効をもつか

リステイトメントで一応結論がえられたように思われながら、リステイトメント自体は法ではないこと、またその表現においても漠然とした点を残していることから、補償裁定の効力について阻止効をもちうるか否かは判例上なお争われている。

1 他州裁定は阻止効をもつといった見解

一九三三年のマーチネッツ対W・G・フリッツ事件⁽¹⁾において、ニュー・ジャージー州裁判所は、先にニュー・ヨーク州において補償の裁定をうけ、ニュー・ヨーク州法によれば補償の裁定や決定 *decision* が上訴されず最終的 *final* なものになるとしているのだから、ニュー・ヨーク州での裁定はレス・ジュディカータ *res judicata* あるいは阻止効あるものとしてニュー・ジャージー州で充分な信頼と信用が与えられる。また一九四一年の同じくニュー・ジャージー州のライトヌー対クリーマリー事件⁽²⁾においてはニュー・ヨーク州において災害が生じ裁定されているが、当事者間で災害が生じた際にはニュー・ヨーク州法によるという選択 *election* がされているのだから、ニュー・ジャージー州での請求について禁反言効をもつと考えている。またド・グレイ対ミラー建築会社事件⁽³⁾（一九三四年）のように、すでにコネチカット州において同州法による補償を受け、それが支払われているからには、そのことがヴァーモント州における請求に対して禁反言効をもつといわれ、主たる根拠を二重の補償の防止といった政策においている場合もある。バトラー対リー・トラック会社事件⁽⁴⁾におけるアーカンソー州裁判所のように、すでにコロラド州において補償の裁定をえているならば、アーカンソー州においてより高額の補償をえる可能性があつたとしても、第二の請求は認めないといった、控除理論自体を否定してしまふ判例もみられる。まさに、裁定に阻止効を認めるという理論の一貫性を求めるなら控除理論の介入する余地はないからである。

補償裁定に阻止効を認めるといふ理論は当該州に制定法上の制限があるならその影響を受けることになるであらう。一九三一年のタイドウェル対チャタヌーガ・ポイラー・タンク会社事件⁽⁵⁾において、テネシー州裁判所は、テネシー州で雇傭され、オハイオ州において災害を蒙り、オハイオ州法による補償をえた場合に、テネシー州法では補償法により補償を受けた場合にはコモン・ロー上その他の権利は排除されることになつてゐるのであり、オハイオ州において補償法上の請求をえたことによつてテネシー州における請求を行ひえなくなつてゐるものと考え、再審 rehearing の要求についても、他州の補償法上の裁定もテネシー州における補償の請求を妨げるものとしてゐるのである。これは法律にもとづく再訴権の制限であるが、テキサス州のごとく他州における請求を選択した場合を除いて、テキサス州で契約してゐるならば他州での災害についてもテキサス州補償法の適用を認めてゐる場合においても、当事者が災害発生地であるペンシルヴァニア州において、示談しそれが同州労働者災害補償局で認定されてゐるなら、テキサス州での請求をなしえないものとしてゐる。⁽⁶⁾

逆に再訴を禁止してゐる州において先の補償裁定が行われ、他州での補償裁定をえている場合に再度の請求をさまたげていない州において第二の請求がなされた場合については具体的な判例は見られない。しかしながら通常の「充分な信頼と信用」に関する条項の原則にしたがつて、第二の請求を提起された州が先の請求裁定をした州の政策に拘束されてゐるわけではないのであるから、法廷地となつてゐる再度の請求を提起された州の政策にもとづいて、あるいは第二の請求が認められ、結果として二重の補償を受けることになるかもしれないのである。

2 他州裁定は阻止効をもたないといつた見解

一九二七年のテキサス雇傭者保険協会対ブライス事件⁽⁷⁾で、テキサス州裁判所は、被傭者はすでに災害発生地であるニュー・メキシコ州において補償保険にもとづく給付をうけている場合に、テキサス州においても、ニュー・メキシコ州においても保険がかけられてあり、二重の保険が禁止、制限されてゐないからにはテキサス州での給付は妨げられないといつてい

る。このような二重の保険による二重の給付はニュー・ジャーシイ州の判例にも見られる。⁽⁸⁾ また、一九三九年のフリードリッヒ対ヒルシ事件⁽⁹⁾において、ニュー・ヨーク州裁判所はテキサス州において補償をえたことがニュー・ヨーク州における請求を妨げてはいないと考えている。またバック対ハムブデン販売会社事件⁽¹⁰⁾においても、ニュー・ヨーク州とニュー・ジャーシイ州に二重の保険があつた場合であるが、二重の給付による補償を認めている。

フリードリッヒ事件、および一九四二年のインディアナ州におけるシェルビー製造会社対ハリス事件⁽¹¹⁾にみられる場合を除いて、二重の補償を結果する他州裁定に無条件で効力を否定している判例は少ない。一九三六年のウイスコンシン橋梁製鋼会社対産業委員会事件⁽¹²⁾でウイスコンシン州裁判所は、ルイジアナ州の裁定にゆだねられているが、ルイジアナ州法に反していると考えられ、ルイジアナ州で上訴中であるから、ウイスコンシン州での裁定は妨げられず、またルイジアナ州での裁定額について貸方理論を採用しているのであり、阻止効を完全に否定しているとはいえない。ミラー対ナショナル椅子会社事件⁽¹³⁾(一九四一年)でのニュー・ジャーシイ裁判所は、本来なら補償法が選択される場合であるが、選択されていないこと、リストメントには阻止しないとなつていること、先の裁定はノース・カロライナ州において司法的でなく行政的な形をとつていることから、充分な信用と信頼の働く判決と同じに考える必要はないこと、被備者が合意にもとづく地位を中止することが被告にとつて不公正を生ずると示されていないことから行為による禁反言 *estoppel in pais*⁽¹⁴⁾ になるとは考えられないことをつけ加えているのである。すなわちこれらの考えの中には理論的には他州裁定に阻止効を認めたくないが、それによつて結果される二重の補償も避けたいという要請からの制約が見られるのである。

(1) *Martinez v. W. G. Fritz Co.*, 11 N.J.Mis. R. 399, 165 A. 873 (1933)

(2) *Ritenour v. Creamery Service*, 19 N.J.Mis.R. 82, 17 A. 2d 283 (1941)

(3) *De Gray v. Miller Bros. Constr. Co.*, 106 Vt. 259, 173 A. 556 (1934)

- (4) *Butler v. Lee Bros. Trucking Contractors*, 206 Ark. 884, 178 S. W. 2d 58 (1944)
- (5) *Tidwell v. Chattanooga Boiler & Tank Co.*, 163 Tenn. 420, 43 S.W. 2d 221 (1931)
- (6) *Texas Employers Ins. Ass. v. James*, 131. Tex. 605, 118 S.W. 2d 293 (1938)
- (7) *Texas Employer Ins. Asso. v. Price* (Tex. Civ. App.) writ of error dismissed in 117 Tex. 173, 300 S.W. 672 (1927) 先のテキサス州判例と比較し、'シホーム事件が新しいものとなり、テキサス州としては再請求を認めない傾向をもちたと思われ。
- (8) *Rounsville v. Central R. Co.*, 87 N. J. L. 371, 94 A. 382 (1915) reversed in 90 N.J.L. 176, 101 A. 182 (1917)
- (9) *Friedrich v. L. Hirsch & Son*, 257 App. Div. 878, 11 N.Y.S. 2d 1000 (1939)
- (10) *Bach v. Hampden Sales Asso.*, 266 App. Div. 645, 44 N.Y.S. 2d 649 (1943)
- (11) *Shelby Mfg Co. v. Harris*, (Ind. App.) 44 N. E. 2d 315 (1942)
- (12) *Wisconsin Bridge & Iron Co v. Industrial Commission*, 222 Wis. 194, 268 N. W. 134 (1936)
- (13) *Miller v. National Chair Co.* 127 N.J.L. 414, 22 A. 2d 804 (1941), affirmed on opinion below in 129 N.J.L. 98, 28 A. 2d 125 (1942)
- (14) この判例では手続法上の判決による禁反言 estoppel by judgment や附随的禁反言 collateral estoppel ではなく、信用関係を基礎とした表示行為による禁反言といった意味で禁反言なる用語が用いられている。またこの判例はもつとも狭いオーソドックスな形で充分な信頼と信用に関する条項を解釈しているものといえる。

合衆国最高裁判所の見解

他州の補償法に対して「充分な信用と信頼」を附与するか否かについては、すでに一九三四年のアラスカ罐詰業者対産業委員会事件⁽¹⁾において、カリフォルニア州で契約を締結し、アラスカにおいて災害が発生した場合に、たとえ当事者がアラスカ補償法による選択をしても、カリフォルニア州法が州外での災害についても同州法が適用されるとしており、災害を受けた者がカリフォルニア州において補償を受けている場合には、当事者の選択についての合意はカリフォルニア州法に反するものとして無効とされ、アラスカ法の適用はうけないとしている。これは契約地を主要な連結素として、二重の補償を避けようとしているが、カリフォルニアの裁定がアラスカにおける充分な信頼と信用を与えるか否かに応えているものとはいえない。

他州の裁定に対して充分な信頼と信用を与えるか否かについて説明しているのは一九四三年のマグノリア石油会社対ハント事件⁽²⁾である。この場合に雇傭契約はルイジアナ州で締結され、災害はテキサス州で発生した。災害を蒙つた被傭者はテキサス州において同州法にもとづく補償をえた。その後この被傭者はルイジアナ州において同州法にもとづく補償を請求し、同州地方裁判所は既得の補償額を減額した上で補償を認め、州控訴裁判所はそれを支持し、州最高裁判所は裁量的上告 certiorari を否定したことから、結果として減額理論を基礎とした判決となつた。合衆国最高裁判所はダグラス、マーフィー、ブラック、ラトリッジ四名の反対意見はみたが、同州判決を破棄する判決にいたつてゐるのである。多数意見においては、一州が他州の法律に対して充分な信頼と信用を与えるといつた場合に、自州法を適用しないで他州法を適用することを意味しない。すなわち法律についての充分な信頼と信用は州際礼讓の問題ともいつていいが、この事件は法律についての充分な信頼と信用の問題ではなく補償裁定についての充分な信頼と信用の問題であること、そして、テキサス州法上補償裁定は判決と同じレス・ジュディカータを認めてゐるのであるから、いわば判決に対する充分な信頼と信用の問題について考えなければならぬこととなる。その場合にルイジアナ州において第二回目の請求がされた場合に、テキサスにおける補償裁定と異つた原因 cause によつて請求したのでなく、ルイジアナ州でより良い補償がえられるから請求したのであつて、同一訴訟原因にもとづく再訴の阻止が働く場合ではないかとしてゐるのである。判決の場合にも州政策の不一致とか刑事判決のごときは例外として他州判決の効力を認めないことがあるが、阻止や吸合の目的は当事者の権利の確定を果すものであり、同一原因にもとづく再訴を許せば権利の確定が果しえないことになつてしまふ。この場合にルイジアナ州がテキサス州以上にその州の利益を主張するだけの根拠はない。契約が締結されたというだけで選択もされてゐないのである(この点で先のアラスカ罐詰会社事件でカリフォルニア州は契約地であり、また災害発生地であるアラスカより大きな利害をもつてゐたものと認定して區別してゐる)。さらにテキサス州の裁定が判決でないにしても憲法は「裁判手続及び記録」の充分な信頼と

信用を保障しているのであるから裁定についての信頼と信用を否定することにならないといっているのである。

すなわち、多数意見は、補償裁定は判決と同じに考えられること、州補償法の適用は、契約地とか、選択地とか、災害地といった単一の要素を決定的なものとししないで、周辺の状況から最も利害関係があると思われるなら、その州の補償法を適用し、それが確定的なものとされるであろうこと、また、結果として減額理論や、貸方理論の介入する余地がなくなつてしまつたことを意味するであろう。

この判決はいわゆる五対四の判決であつてかなり有力な反対意見の存在することを意味する。反対意見はダグラス判事とブラック判事に代表されている。マーフィー判事にも支持されたダグラス判事の反対意見は、一つには多数意見は結果が良ければその理論の過程での多少の誤りは良いといつた考えに立つている。すなわち二重の補償を認めないということを考へてルイジアナ州での補償を認めていないが、仮にテキサス州で何等かの理由で補償をえられないものと裁定されていれば、それではルイジアナ州で補償してやるといつた便宜主義におちいること、さらに、状況から考へてルイジアナ州——そこは当事者の住所地であり、契約地であるが——、テキサス州より利害がないという認定がなしうるものであるかといつたことに向けられている。ブラックの反対意見は反対意見を表明した四判事によつて支持されているが、ブラックはまず多数意見においては強調されていない事実、すなわち災害を蒙つた被備者は補償請求に必要と入院中に請求書に署名していること、またルイジアナ州に帰り静養中にテキサス州において補償裁定の手續が行われると告知されたが、それには出頭せず被災者不在のままテキサス州の裁定がされたことを挙げ、そもそもテキサス州が被備者のルイジアナ州法上の権利を阻止しようとしていると考へられるか、仮に阻止されるとしても、ルイジアナ州がその政策としてより高額の補償をえらんでいるなら当事者にそれだけの補償が与えられなくなる理由をどこに求めるかといつたことである。テキサス州において再度の請求を禁止しているのは、テキサス州補償法上の請求を同一当事者間でくりかえさないといふところにある。しかるにこの事件で

テキサス州での補償裁定は被災者とテキサス州法上定められた保険会社との間でなされ、雇傭者自体の責任は解決していない。そこでルイジアナ州においては被災者と雇傭者間の問題として生じて来ている。また、テキサス州法ではその州外で生じた災害について補償をしないという政策がとられているのであり、これとルイジアナ州の政策は一致しない。またアラスカ罐詰会社事件にみられる契約地や住所地を重要な要素にするといった従来の法則や、リステイトメント四〇三条に示されている一般に認められている法と慣行からも離れ、充分な信頼と信用に対する見解を変えてしまふ、全く新しい政策を採用してしまふ結果になると考えているのである。

マグノリア石油会社事件は五対四の判決であり、その法則としての存在は多少疑うべきものがあるが、一九四四年のオバーキヤッシュ対イェロウ運輸会社事件⁽³⁾は他州の裁定があつた場合に再度の請求を排除している。もつともこの事件はカンサス州で契約が締結され災害はミズリー州で発生している。請求は両州に出され、ミズリー州への申し立てが先であつたがカンサス州の裁定が先に行われた。その後カンサス州より多額の補償をえられると思われるミズリー州においては、カンサス州における裁定はレス・ジュディカータを持つものと考えているのである。判決には直接ふれていないがカンサス州は契約地であり、もつとも利害関係を有する場所であるともいえるのである。また、同じミズリー州の判例であるルーデンスレーガー対ゴールム事件⁽⁴⁾は、ミズリー州の住人がアーカンソー州において災害を蒙っている場合に、アーカンソー州においては同州法上の補償が否定されている場合に、ミズリー州法上の補償を認めている。これはミズリー州が最も利害関係を有すると考えられるにしても、マグノリア石油会社事件においてダグラス判事の指摘した、他州で補償されないなら、その州で補償するといった便宜主義にもとづく理論を根拠としてしまつていゝともいえるのである⁽⁵⁾。

連邦最高裁判所は一九四七年にいたつてウィスコンシン産業委員会対マッカーティン事件⁽⁶⁾で、その事件はマグノリア石油会社事件とは異るといひながら他州の裁定に阻止効を認めないといつた立場を示している。この事件の雇傭者、被傭者とも

イリノイ州に住所を有し、イリノイ州において契約は締結され、災害はウイスコンシン州で発生した。ウイスコンシン州に補償の申し立てをしたが、ウイスコンシン州の管轄権について異議が申し立てられたので、イリノイ州に管轄権の決定についての裁定を求めた。ウイスコンシン州においては貸方理論をとつているという了解の下に、当事者はイリノイ州において「この示談はウイスコンシン州法上申し立て人がもつ権利に影響しない」といつた理解に立つて、「示談契約 settlement contract」が成立し、これがイリノイ州の委員会で承認され、支払われた。その間にマグノリア石油会社事件の判決を見たので、被災者がウイスコンシン州に申し立てをした際に異議が申し出されたが、ウイスコンシン州委員会は、イリノイ州における補償を貸方に入れた上で一定額の補償を裁定した。しかるにウイスコンシン州巡回裁判所はマグノリア石油会社事件の法則を根拠として裁定を破棄し、それが同州最高裁判所において支持された。合衆国の最高裁判所判決の意見はマグノリア石油会社事件において反対意見に加わっていたマーフィ判事によつて述べられている。イリノイ州は強い利害関係をもつてであり、イリノイ州の裁定が最終的なものであるならマグノリア石油会社事件の法則が適用されるかもしれない。しかしながらイリノイ州法ではイリノイ州で補償をえた場合には他のコモン・ロー上の訴権を放棄することになつてゐるが裁定を決定的なものとしてしまふとはいつていない。またイリノイ州法において示談が認証されたことは裁定と同じ効力をもつものであるにしても、示談にはウイスコンシン州法上の請求権が留保され、またウイスコンシン州法で貸方理論をとつてゐることも明白なのであるから、イリノイ州における示談裁定はイリノイ州の中での権利については決定的であるが、ウイスコンシン州においては充分な信頼と信用の自由な解釈をもつて貸方理論にもとづく附加的な利益を与えることが認められるものであるといふのである。

すなわち、マッカーティン事件は最も利害関係のある所といつた連結素については認めながら、そこでの判決はその州についてだけレス・ジュディカタを認めることによつて、他州への効力は他州での政策の問題や、選択の問題におきかえる

ことになり、他州での附加的な補償を認めるということから、すくなくとも補償裁定は伝統的な意味で判決の阻止効に対する充分な信頼と信用を与えないことになってしまうのである。すくなくともマグノリア石油会社事件の多数が阻止効に充分な信頼と信用を与えていくことになるのとは異つた姿勢をとつているものといわなければならない。

- (1) Alaska Packers Asso. v. Industrial Commission, 294 U.S. 532, 79 L. ed. 1044, 55 S. Ct. 518 (1934)
- (2) Magnolia Petroleum Co. v. Hunt, 320 U. S. 430, 88 L. ed. 149, 64, S. Ct. 208, 150 A.L.R. 413 (1944)
- (3) Overcash v. Yellow Transit Co., 352 Mo. 993, 180 S.W. 2d 678 (1944)
- (4) Loudenlager v. Gorun, 355 Mo. 181, 195 S.W. 2d 498 (1946)
- (5) マグノリア石油会社事件以後において、補償法上の事件ではないが、他州における一方の当事者 *ex parte* だけの離婚判決も充分な信頼と信用が与えられることとなるウィリアムズ対ノース・キャロライナ事件 Williams v. North Carolina, 312 U. S. 287, 85 L. ed. 836, 61 S. Ct. 552 (1942) Williams v. North Carolina, 325 U. S. 226 89 L. ed. 1577, 65 S. Ct. 1092 (1945) 判決の効力、企業における最少関係説を採つたインターナショナル靴会社対ミネソタ州事件 International Shoe Co. v. Washington, 326 U. S. 310, 90 L. ed. 95, 66 S. Ct. 154 (1945) といった判決や適用法規についての連結素を考へている事件がある。(いずれもシェリスタ英米判例百選所掲、また、前者は平「アメリカにおける連邦と州の法律問題」一三三—一七頁、後者は平「アメリカにおける法人の裁判籍」法学研究第三七卷第三号、二一—五頁を参照されたい。)
- (6) Industrial Commission v. McCartin, 330 U. S. 622, 91 L. ed. 1140, 67, S. Ct. 886, 169 A.L.R. 1179 (1947)

阻止効是認理論の限界

マグノリア石油会社事件は一九五〇年のリステイメント修正に影響した。すなわちその修正では「裁定の行われた州の法律が他州法の下に裁定にもとづく補償を排除するものと定めている場合を除いて」⁽¹⁾

という言葉を他州裁定は阻止とならず、また貸方理論をとるという一九三四年のリステイメント四〇三条に加えたのである。その註釈によれば法律だけでなく判決に當つてそれを独占的であるとしてゐるなら、他州での裁定は排除されるものであると示している。この変更の理由はマグノリア石油会社事件の出現によるものであると認めながら、それにつづいて生じ

たマッカーティン事件によつてマグノリア石油会社事件の法則は限定されると加えている。特にマグノリア石油会社事件で判決をえたことは独占的救済を選択したと考えられるが、マッカーティン事件では先の判決の中で他州で補償を受ける権利を否定しなかつたことを指摘している。このリステイメントはそれは各種の法則の妥協といったものから必ずしも一致しない理論を含む諸法則を組み合せているといえる。

まず、リステイメントは裁定は判決と同じであるかを説明していない。本文に裁定と用いながら註釈には判決とすることから、おそらく裁定は判決と同一の効力をもつものと考えているものといえる。ところで、二重の請求が許されないのは、先の裁定を行なつた州がその裁定を終局的なものとしている場合であるから、第二の州は、あるいは自州の政策と一致しないかもしれないが、先の裁定を行なつた州の政策に拘束されることになつてしまう。逆に第一の州が裁定を終局的なものとしていないならば、第二の州が自州裁定について終局効を与えていたとしても、再度の請求を認め、結果として二重の補償をすることになることも考えられるし、このことが災害の発生に伴い、契約地と災害発生地といずれに対して先に請求をすることが有利であるかといつた一種の法廷地漁り *forum shopping* を生ずることにもなる。マグノリア石油会社事件ならびにその影響をうけたリステイメントの修正は、二重の補償を避けること、阻止についての理論の一貫性を考えながら、逆に不正を生ずる可能性についての予防策が充分になされていない。

マグノリア石油会社事件の法則を限定しようとする試みは連邦裁判所においてはマッカーティン事件に見られるが州判例としては、それぞれ個々の事件のもつ事実の限界はあるにしても他州裁定に阻止効を認めない例が認められるのである。一九四七年の産業補償取引所対産業委員会事件⁽²⁾でカリフォルニア州裁判所は先の補償は任意になされているのであり、判決されたとはいえないからといつて、重ねて補償を認めている。一九四九年のクライン対バーン・ドア会社事件⁽³⁾でミシガン州裁判所は、先の補償は産業委員会の裁定をえているにもかかわらず「任意に」なされているとして再度の請求を認め、二人の裁判

官が貸方理論をとったのにもかかわらず、多数はそれすらふれないで補償を与えている。一九五〇年のクック対ミネアポリス橋梁事件⁽⁴⁾は、貸方理論を採用してはいるが、他州の裁定にもかかわらず、住所地であり、契約地であるミネソタ州における請求は阻止されてはいないと考えているのである。

カリフォルニア州の事件は裁定をへていないし、ミネソタ州の事件は一九三四年のリステイトメントの法則に従っているといえるが、おそらく問題となるのはミシガン州におけるクライン事件である。ミシガン州最高裁判所は被災者が先にフロリダ州で受領した給付は「任意の補償」(原文イタリック体)と「医療・治療・病院費」(原文イタリック体)についてのフロリダ州産業委員会の決定 order であり、裁定による補償をえたものでない。従つてミシガン州で裁定を与えることは阻止されていないと考えているからである。この五名の判事からなる多数意見に、二重の補償は好ましくないということから貸方理論をとる二名の補足意見があるが、何れにしてもフロリダでえた給付は基本的には阻止効のないものとされてしまつている。この判例では委員会の決定があつても、裁定ではないのだから、それに充分な信頼と信用は与えられないという言葉をもてあそんでいる一面があることは否定出来ないが、こうした解釈を通してマグノリア石油会社事件の法則を避けているものともいえる。

チイズム⁽⁵⁾によるとマグノリア石油会社事件から考えられる問題点として、(1)補償裁定は果して充分な信頼と信用の与えられる判決と全く同じものであるか、(2)法律に対する充分な信頼と信用は全く同じ性質のものであるか、(3)労働者災害補償はその性質から充分な信頼と信用の基準を変更することになるのではないか、(4)補償は雇傭者と被傭者に保険者を加えることになるが、この場合の裁定の効力の主観的範囲をどう考えるかといった四点を指摘している。第一の点ではマグノリア石油会社事件において、「司法過程」であるにしても「記録」であるにしても何れにしる充分な信頼と信用が与えられるものとして、裁定は判決であるかに答えていない。第二の問題は、多数意見では連邦の法律によると充分な信頼と信用は判決につ

ては厳格に、法律については自由に解釈されるといふ、いわば法律に要求される充分な信頼と信用と、判決に要求される充分な信頼と信用の基準に多少の差異があることを認めているのに対して、少数意見は特に区別せず何れについて自由である——従つて再度の請求を認めるといつたことになるのである。こうしたことは第四の主観的範囲における問題も含めて第三にいう災害補償法とその裁定、補償の性質と結びつけて考えられることであろう。

まず災害補償法はその性質上被災者たる労働者を保護する目的をもつて設けられていることから、被災者を保護するように解釈されることが許されるのではないかということである。これは決して前例のないことではなく海事法が海員保護に傾いた原則を設けていたり、⁽⁶⁾連邦の港湾労働者保護の原則からも認められているのである。次に補償は一回きりの損害賠償と異つて継続的な性質をもつものがあり、通常の不法行為上の損害賠償と異つた原則が働くことが許されよう。その場合に労働者の本来の住所のある州 home state に特別の考えが払われるでもあろう。これは父親の子供に対する扶養 support の判決において本居地 domicile に特別の考慮が払われているのに類似している。⁽⁷⁾さらに、補償の手続は通常の判決手続と相違している。通常の判決手続においては他州の法が適用される場合が見られるが、多くの州の補償法では、自州の法のみを適用することになつている委員会が裁定することになつていて、たとえ他州法がより重要であると考へてもそれを適用しえなくなつている。その意味では完全に事案を聴取したことになる。⁽⁸⁾加うるに、通常は雇傭者や保険者は法に通じており、自己にとつて負担の少なくなる州を法廷地として選び裁定をえることによつて、負担の軽減を図るという策略を講ずるといつた実際上の問題を生ずるのである。

このようなことから、補償裁定は通常の判決を支配する抵触法上の原則と異つた、いわば例外的な取扱いを許されることになるであらう。とくに多くの州において補償裁定の手続が判決手続と同じでないなら、充分な信頼と信用の与えられる司法手続 judicial proceeding といえるかどうか、またその結果として阻止効の働くレス・ジュディカイタに当たらないのでは

ないかということになり、マダノリア石油会社事件の法則を否定する方向に傾かざるをえない。⁽⁶⁾

- (1) Restatement of Conflict of Laws, Amendment and Addition, § 403 (1950)
- (2) Industrial Indemn. Exchange v Industrial Comm., 30 Cal. 2d 388, 182 P. 2d 307 (1947)
- (3) Cline v Byrne Doors Inc., 324 Mich 540, 37 N. W. 2d 630, 8 A. L. R. 2d 617 (1949)
- (4) Cook v Minneapolis Bridge Constr. Co., 231 Minn. 433, N. W. 2d 792 (1950)
- (5) Cheatham, E. E., Res Judicata and the Full Faith and Credit Clause, 44 Columbia L. Rev. 330, 332
- (6) Ibid., 343, n. 41
- (7) Ibid., 344. この点では他州判決の効力に關して、離婚判決が一方の当事者のみによつてなされていても、他州で充分な信頼と信用が与えられるという一九四二年のウィリアムズ対ノース・カロライナ事件 Williams v North Carolina, 317 U. S. 287 (1942): Same, 325 U. S. 226 (1945) は、扶養料判決でなく、離婚判決であり、補償法による裁定や判決とは性格を異にしてゐる。
- (8) ルイジアナ法上の権利は裁判所においては考慮されるが、テキサス州委員会ではその権利の強行を考へてゐない。Cheatham, op. cit., 344, n. 47. 一般論としては Dwan, Workmen's Compensation and the Conflict of Laws, 11 Minn. L. Rev. 329 (1927)
- (9) 「ペンソリア事件以前の見解、あるいはペンソリア事件の見解が、必ずしも現在支配的なものではない。」 Reese, W. L. M. and Johnson, V. A., The Scope of Full Faith and Credit to Judgements, 49 Columbia L. Rev. 153, 177. リースの論文では、マダノリア事件もペンソリア事件も、それが補償裁定といつた特殊性を持つてゐることを強調する。裁定も判決も同じ性質であるかのように論を進め、判決に充分な信頼と信用の与えられない場合、あるいは他州での阻止効が認められない場合の諸説を、充分な信頼と信用条項の解釈を通して説明してゐるのであり、この場合は法的に他州法が適用しえない場合であることをとり上げてゐるのである。

む す び

現在における補償裁定に關する理論は、ほほ次のように整理出来よう。

一、先の裁定が本訴にもとづく判決である場合には他州に対して充分な信頼と信用をもつことになる。また先に不法行為法上の損害賠償の判決をへて、後に補償法上の請求をなした場合には、先の判決は充分な信頼と信用を与えられてゐるのであ

り、他州における再度の請求を阻止する。これらの場合に後の請求は本訴にもとづく判決をえるための訴ではないが先の判決にレス・ジュディカータを認めることになると考えられる。すなわち、阻止効を否認する判決は多くは先の裁定は判決とするに当たらないということを強調しているからである。

二、もとより、先の裁定が判決といえない場合や、裁定といっているが実質的に示談ともいえるものならば、後に他州において請求することは阻止されていない。この場合に先の裁定は阻止といった意味でのレス・ジュディカータは認められないことになるが、禁反言といった形での後の請求の排除効は働く余地があるはずである。マグノリア石油会社事件以前の判例には禁反言といった言葉も使われているが、同事件以後の判例では禁反言という言葉は見られない。おそらくは、判決の阻止効とか、レス・ジュディカータとかいわれている中に判決の禁反言、あるいは附随的禁反言も含んでしまっているのではないだろうか。それは充分な信頼と信用に関する条項の原則から附随的禁反言効も他州に及ぶものと考えられるからである。このことから、他州の先の判決と同じ形をとらない裁定は充分な信頼と信用を与えないという結果になる。

三、そこで、先にいわゆる裁定があつても再度の請求は妨げられないことになり、被災者に二重取りの利益を生じさせることになる。理論的には再度の請求が阻止されないかぎり二重取りの結果することは避けがたい結果である。これをそのまま認ずる少数の判決も見られるが、多数は、貸方理論、控除理論を用いることによつて、被災者の受くべき利益と支払うべく責任を負わされた者の負担の公正なバランスを果そうとしている。貸方理論ないし控除理論は他州裁定の効力といったこととの組合せから考えるなら、理論的に一貫性をもたせることはむずかしい。これらは利益と負担の公正なバランスをとるといつた政策上の配慮にもとづくものという他はない。

四、さらに他州裁定に効力を認めるか否かについて、被災者の本居たる住所地や、雇傭契約締結地における裁定は、被災地における裁定よりも比重をおいて考えている。もとより契約締結に当り補償法についての選択が許され、選択がなされてい

るならば別途に考慮しなければならないであろうが、それが無い場合や選択が許されるとか、選択されていると解釈しえない場合には、先の裁定が被災地でなされている場合よりも、住所地や契約締結地でなされている場合が、より強い充分な信頼と信用上の効力を与えられているといえる。現実には住所地と契約締結地が別であったという事例は、裁定よりも適用法規選択上の問題であるアラスカ罐詰業者事件に見られるだけで、住所地と契約締結地の何れにより比重を置くかといったことは解決されていない。この場合に補償の扶養と類似した性格を強調するなら住所地における裁定に強い充分な信頼と信用が与えられることになるはずである。もつとも、多くは住所地と契約締結地が一致していたり、単に住所地であるというだけでは裁定の請求の法廷地として選択するに当って管轄上難点があつたり、たとえ住所地において裁定をえても、他州に属する（この場合に契約締結地は責任を負わされた側が業務を営んでいた場所であり、その州に属するともいえる）相手方に裁定の内容の実現である執行をする上で困難を伴うことが予想されるのであり、契約締結地を伴わない住所地に請求することはほとんど考えられないところなのである。

このように補償法裁定の効力を考えるに当つても、形式的に単一の連結素を用いて割り切つてしまうことなしに、実質的に出来るだけ公正な解決することに傾いているのであり、まだ確定的な結論づけは求められないにしても一つのかなり明白な方向を見ることが出来る。